

**造林補助制度をご存知ですか**  
(産業課)

茨城県では、地球温暖化の防止や災害防止、水質浄化を始めとする様々な森林の機能を維持していくために、森林の保全や木材の生産を目的に実施する植栽や下刈り、除間伐、枝打ちなどの経費の一部を助成しています。

真っ暗になってしまったスギ林を間伐したい、低木の広葉樹などで荒れてしまった森林を整備したいなどの、今後の手入れの仕方でお困りの方はご連絡ください。

お問い合わせ  
茨城県西地方総合事務所  
農林課 林務グループ  
☎0296(24)9176

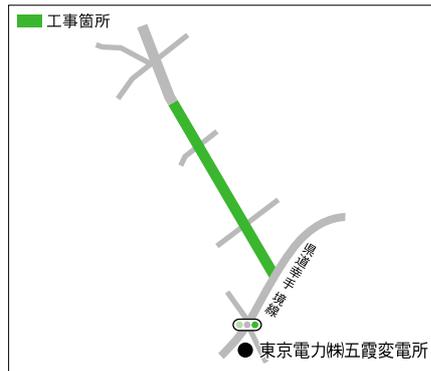
**地盤沈下対策事業による土地改良水路工事について**  
(産業課)

地盤沈下対策事業による土地改良水路工事を次のとおり実施します。

工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事期間  
10月下旬から平成20年2月下旬まで(工事が完了次第、開

放します)  
工事箇所  
元栗橋幹線用水路  
元栗橋地内



お問い合わせ  
産業課(内線261)  
・ 境土地改良事務所 工務1課  
☎(87)0822

**農用地区域除外申請を受付けます**  
(産業課)

農用地区域内にある農地を宅地、資材置場など、農地以外として利用する場合は農用地区域からの除外手続きが必要です。

10月の受付を次のとおり行いますので、産業課まで申請してください。申請書は産業課に備えています。

受付場所  
産業課  
提出部数  
3部(原本1部、写し2部)

農用地区域の主な除外要件除外の基準とする要件を全て満たしており、具体的な転用計画や土地利用に関する計画が明確であり、かつ緊急性のあるもの。

計画において関係する法令の調整を担当課と行い、許可の諸条件を満たしているもの。農用地区域以外に転用できる土地がなく、代替えが困難であること。

計画に応じて適当な位置にある農用地を選定すること。

客観的に見ても農用地区域から除外することが妥当と思われる土地であること。

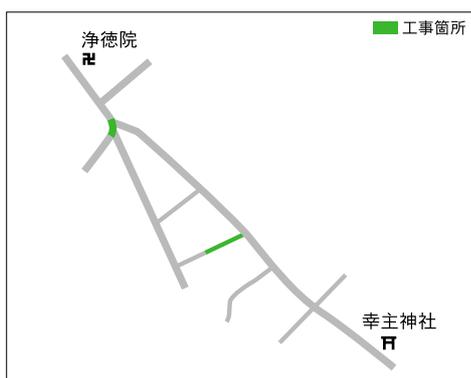
申し出のあった土地は、必ずしもご希望に添えない場合があります。また農用地区域から除外した後、更に農地転用申請、開発許可申請等が必要となり、着工までに相当期間を要しますので、農地の転用を予定されている方は、お早めに産業課までご照会ください。

お問い合わせ  
地域産業G(内線261)  
**道路工事について**  
(建設環境課)

町道の工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め

等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。  
【町道3・2189号線道路舗装工事】

工事期間  
9月上旬から10月下旬まで  
工事箇所  
幸主地内



お問い合わせ  
建設都市計画G(内線291)  
**公共下水道工事について**  
(上下水道課)

公共下水道管渠工事を次のとおり実施します。

工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工事期間  
10月上旬から1月下旬  
工事箇所  
新幸谷地内

お問い合わせ  
☎(84)3346  
**水道メーターの交換について**  
(上下水道課)



平成11年度に設置され、現在使用中の水道メーターは、計量法に基づく検定期間が切れますので、左記のとおり交換工事を実施します。

交換の対象となるご家庭には、「水道メーター交換のお知らせ」の通知を別途送付します。

作業時の立会いの必要はありませんが、留守の場合は、敷地内での作業となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、交換工事は町上下水道工事組合が行いますが、作業時には町発行の受託者証明書を持参していますので、ご確認ください。